

## 飼料添加物「リン酸タイロシン」の使用禁止について

リン酸タイロシンを飼料添加物として含む飼料は平成31年5月1日以降使えなくなります。

リン酸タイロシンは抗菌剤で、飼料添加物として飼料に含まれている場合があります。リン酸タイロシンを飼料として常用すると、リン酸タイロシンに対して抵抗性を持つ菌（耐性菌）が増えることが懸念されます。

耐性菌が増えると、家畜や人の治療など真に必要な場合に効果が期待できなくなってしまいます。

リン酸タイロシンを飼料添加物として含む飼料が在庫にあれば、平成31年5月1日には残らないようにしましょう。

リン酸タイロシン含有の確認は飼料成分表をご覧ください

### 〇〇飼料

原材料名 等

製造年月日 平成〇年〇月  
飼料の名称 〇〇〇〇  
飼料の種類 △△△△

：

：

含有する飼料添加物の名称及び量

リン酸タイロシン〇kg/トン、ビタミンA、  
ビタミンD<sub>3</sub>、ビタミンE…

飼料成分表に  
含有する飼料添加物の名称  
が記載されています。  
リン酸タイロシンが  
含まれていないこと  
をご確認ください。

平成31年5月1日以降リン酸タイロシンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますのでご注意ください。

県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1  
TEL：058-201-0530  
FAX：058-201-0531

